

令和5年5月1日

保護者 様

関市教育委員会

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた
学校運営について

日頃より学校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、5月8日からの学校生活について、文部科学省、岐阜県教育委員会から基本方針が示されたことを受け、市教育委員会として各小中学校における基本方針を次のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、「児童生徒の健康状態の把握」、「適切な換気の確保」、「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの継続」といった対策を講じることとします。
- ・これまで同様、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・学校給食の場面においては、感染予防としての「黙食」は必要なしとします。
- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の措置を一時的に講じることがあります。

2 出席停止について

- ・学校保健安全法施行規則により、新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後（発症日を含まない）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。
- ・自宅待機要請者及び濃厚接触者の取扱いはなしとなります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童生徒については、原則出席停止の対象にはなりません。

3 健康チェックカードの取扱い

- ・従来の健康チェックカードは廃止します。
- ・岐阜県が作成した「健康セルフチェックシート（別添）」を配付しますので、家庭での健康状態の確認にご活用ください。

4 部活動について

- ・部内に感染者が確認された場合でも、通常の活動は制限しません。ただし、部員の体調変化に注視し部内で感染状況が拡大傾向にある場合などは、一時的に活動を止めることも考えます。
- ・学級閉鎖期間中に感染者以外の生徒が公式大会等へ参加する場合は、保護者・生徒同意のもと抗原検査キットにより陰性確認ができれば参加が認められます。（これまでの取扱いと同様）。